

環 整 第 741 号
平成 24 年 2 月 2 日

社団法人沖縄県建築士事務所協会 御中

沖縄県環境生活部環境整備課長



浄化槽設置計画書等の提出時における
浄化槽工事予定業者名記入の協力方について(周知依頼)

初春の候、貴職におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本県では、現在1年間で約1300件の浄化槽設置計画書が提出されており、設置される浄化槽の維持管理(浄化機能の点検等)が適正に実施されることが公衆衛生及び生活環境の保全上極めて重要なことであることから、県では、浄化槽管理者(施主等)に対する指導強化を行っております。

ところで、浄化槽による汚水浄化機能が十分に発揮されるためには、浄化槽設置工事が浄化槽法に定められた基準に従って適正に行われることが不可欠であり、浄化槽法では、県知事の登録を受けた浄化槽工事業者のみが浄化槽の設置工事を行うことができると規定しております。

しかしながら、県内では、無登録業者による設置工事が散見され、浄化槽設置者(施主等)に不利益が生じた事例も起きております。

このため、県においては各保健所で開催している「浄化槽設置者講習会」において、浄化槽設置計画書等の提出時には、同計画書等様式の浄化槽工事予定業者名の欄に、必要な事項を確実に記入するよう指導する計画であります。(別添参照)

つきましては、本県における取組をご理解の上、みだしのことについて貴団体に周知して下さいますようご協力をお願いします。

(問い合わせ先)

沖縄県環境生活部環境整備課
一般廃棄物班 知名
TEL 098-866-2231



平成24年度 浄化槽設置者講習会

受講料
無料です

目的 浄化槽に関しての手続きや、施工及び維持管理等について理解していただくために実施するものです。

受講対象者 浄化槽の設置を予定している方(代理人による受講は、同居成人に限ります。)及び受講を希望する方が対象となります。

時間 受付:午後1時30分～午後2時 講習:午後2時～午後3時

講習時間に遅れた場合、入場出来ません。
ご注意ください。

ご準備いただくもの

- ・本人確認が出来る書面(運転免許証、健康保険証など)
※設置予定者又は代理人の確認のため必要となります。
- ・浄化槽の設置場所の住所、設置者現住所等の情報が分かるようにしてお越し下さい。

開催場所及び日程

| 開催場所 | 開催月日 | | | | | | | | | | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 北部保健所 | 17(火) | 1(火) | 5(火) | 3(火) | 7(火) | 4(火) | 2(火) | 6(火) | 4(火) | 8(火) | 5(火) | 5(火) |
| 中部保健所 | 19(木) | 15(火) | 19(火) | 17(火) | 20(月) | 18(火) | 16(火) | 20(火) | 18(火) | 22(火) | 19(火) | 19(火) |
| 南部保健所 | 24(火) | 8(火) | 12(火) | 10(火) | 14(火) | 11(火) | 9(火) | 13(火) | 11(火) | 15(火) | 12(火) | 12(火) |
| 中央保健所 | 26(木) | 22(火) | 26(火) | 24(火) | 28(火) | 25(火) | 30(火) | 27(火) | 25(火) | 29(火) | 26(火) | 26(火) |
| 宮古保健所 | 24(火) | 17(木) | 21(木) | 19(木) | 23(木) | 20(木) | 25(木) | 22(木) | 20(木) | 24(木) | 21(木) | 21(木) |
| 八重山保健所 | 26(木) | 15(火) | 19(火) | 17(火) | 21(火) | 18(火) | 16(火) | 20(火) | 18(火) | 22(火) | 19(火) | 19(火) |

- ※ 講習会はどの会場で受講されても構いません。
- ※ 各保健所の駐車スペースには限りがあるため、講習会受講の際は公共交通機関をご利用ください。
- ※ 受講された方には「講習会受講済証」を交付いたします。

問い合わせ先

| | | | |
|--------|-----------------|--------|-----------------|
| 県環境整備課 | TEL098-866-2231 | 中央保健所 | TEL098-836-1340 |
| 北部保健所 | TEL0980-52-2636 | 宮古保健所 | TEL0980-72-3501 |
| 中部保健所 | TEL098-938-9787 | 八重山保健所 | TEL0980-82-3243 |
| 南部保健所 | TEL098-889-6799 | | |

平成21年7月から、浄化槽設置届出書等に『講習会受講済証』の添付が必要となっております。
浄化槽はあなたの大事な財産です。適切な設置工事、維持管理を実施するために、講習会を受講して下さい。